

千葉市長 熊谷俊人 様

千葉市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 稲 垣 総 一 郎

個人情報に関する重要事項について（答申）

平成26年7月30日付け26千総業第280号による諮問について、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第27条第1項に基づく特定個人情報保護評価について

- （1）（新）福祉システム（後期高齢者医療事務）
- （2）新国民健康保険システム（国民健康保険に関する事務）
- （3）国民年金システム（国民年金に関する事務）
- （4）介護保険システム（介護保険に関する事務）

2 諮問に対する意見

番号法、特定個人情報保護評価に関する規則、特定個人情報保護評価指針、千葉市個人情報保護条例等の規定に照らし、慎重に調査審議した結果、現段階における評価としては妥当なものと認められる。

なお、広域連合のセキュリティを確保する仕組みについては、今後とも引き続き検討及び改善を進められたい。